

令和2年度  
第1回埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議

# 公共施設アセットマネジメントの 取組状況について

令和2年 10月13日

企画財政部市町村課

財政、公営企業担当主幹 古川 由夏

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き
2. 個別施設計画の策定について
3. 総合管理計画の見直し・改訂について
4. 埼玉県内市町村の取組状況
5. 埼玉県の取組

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

### 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

### 公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請）※平成26～28年度の3年間で策定

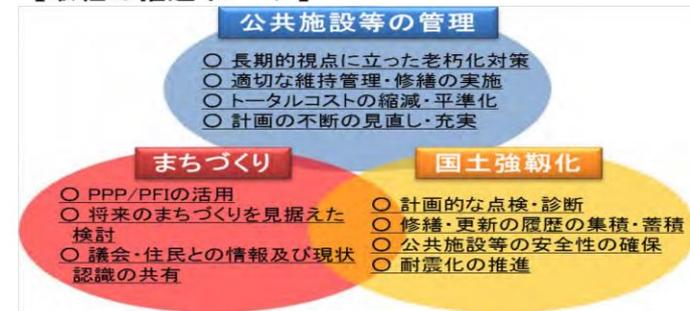
#### <公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

#### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成31年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.8%の団体において策定が完了。

#### 【取組の推進イメージ】



### 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※令和2年度までに策定

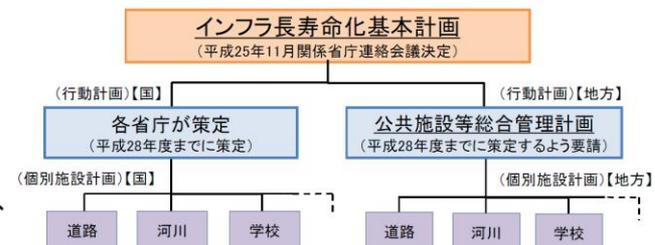
#### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

#### 【インフラ長寿命化計画の体系】



# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～ (令和元年6月21日閣議決定)

### 第3章 「経済再生と財政健全化の好循環

#### (2) 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

##### ② 社会資本整備

###### (公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。

インフラ所管省は、長寿命化等による効率化の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、新経済・財政再生計画に定めた「地方公共団体による3年以内の維持管理・更新費見通しの公表」を着実に促すため、その標準的な算定方法を示すなどの必要な支援を行う。また、「個別施設計画」が2020年度までに確実に策定されるよう、必要な対策を講ずるとともに、インフラ所管省は、個別施設計画等に基づく集約・再編・廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。

「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。また、インフラメンテナンス国民会議等を通じた先進・優良事例の全国展開を推進する。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～

(令和2年7月17日閣議決定)

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続きをできる限り簡素なものとすることと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政府対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充  
【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → R元：4,320億円 → R2：4,320億円】

### 公共施設等適正管理推進事業債

期間：平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））

#### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業（充当率等）充当率：90%、交付税措置率：50%  
※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

#### ② 長寿命化事業

※下線部分を令和2年度から拡充

〈対象事業〉  
【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業  
【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

#### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

#### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

#### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

#### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

#### ⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の見え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同様・類似の「施設整備計画」や「統合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同様・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

### 統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

### 公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

### 各分野ごとの個別施設計画の策定

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

### 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

### 公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

| 団体名等  |       | 公共施設等総合管理計画記載事項 |      |     |   |   |   |  |  |                 |                   |   |    |   |  |          |
|-------|-------|-----------------|------|-----|---|---|---|--|--|-----------------|-------------------|---|----|---|--|----------|
|       |       | 策定年度<br>(改訂年度)  | 計画期間 |     | 施設<br>保有量   | 維持管理・更新等にかかる経費                                |   |  | ①公共施設の数<br>②延床面積等に関する目標<br>③トータルコストの縮減<br>④平準化等に関する目標  | 総合管理計画<br>の推進体制 | PDCAサイクルの<br>推進方針 |   |    |   |  |          |
| 都道府県名 | 市区町村名 |                 | 年度   | 区分  |   | 数   | 内容  | 現在要している<br>経費                                |  |                 | 将来にわたる経費の見込み      |   | 内容 | 数値目標  |  |          |
|       |       | 期間及び経費の<br>見込み  |      |     | 対策を反映した<br>見込み  |   |   |  | ①  | ②               | ③                 | ④ |    |   |  |          |
| 〇〇県   | □□市   | 平成27年度          | 年    | 20年 | 【公共施設】<br>約70.0万㎡<br>【インフラ】<br>道路:700km<br>橋りょう:3.5km<br>上水:450km<br>下水:400km<br>など     | 直近5年平均<br>で15億円<br>(公共施設5<br>億円、インフラ<br>10億円) | 計画期間の年平均<br>で約35億円<br>(公共施設12億、<br>インフラ23億) | 計画期間の年平均<br>で約23億円<br>(公共施設8億円、<br>インフラ15億円) | 【基本目標】<br>計画的な維持管<br>理・更新に取組み、<br>財政負担の軽減・<br>平準化を図る<br><br>※数値目標は、実<br>施計画で設定する   | 無               |                   |   |    | 公共施設等の<br>情報を一元的<br>に管理・集約<br>する部署とし<br>て、公共施設<br>活用課を新た<br>に設置。  | 進捗状況を<br>管理・集約<br>する担当課<br>と施設所管<br>課で、定期<br>的に意見交<br>換し、PDCA<br>サイクルに<br>基づき改善。 | 3年       |
| 〇〇県   | △△市   | 平成27年度          | 11年  | 20年 | 【公共建築物】<br>約72.0万㎡<br>【インフラ系】<br>道路:1,400km<br>橋りょう:7.0km<br>上水:900km<br>下水:800km<br>など | 平成27年度<br>決算額で60億<br>円                        | 今後20年間の総<br>額で約2,000億円                      | 今後20年間の総<br>額で約1,800億円                       | 【ハコモノ施設】<br>②40年間で延床面<br>積の20%を削減<br>・長寿命化・安全<br>の確保<br>・集約化・複合化に<br>よる適正配置<br>【インフラ施設】<br>・維持管理費用の<br>削減<br>・長寿命化・安全<br>の確保 | 有               | 無                 | 有 | 無  | 財産活用課に<br>て、個別施設<br>計画の進捗状<br>況等を集約。<br>公共施設マネ<br>ジメント推進会<br>議やWGIにお<br>いて、具体的<br>な取組等に向<br>けた検討を進<br>める。 | 有識者会議<br>等からの提<br>言も踏まえ、<br>総合管理計<br>画で設定し<br>た数値目標<br>に照らして取<br>組みを評価<br>する。    | 概ね<br>5年 |
| :     | :     | :               | :    | :   | :   | :   | :   | :  | :  | :               | :                 | : | :  | :   | :  | :        |

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

## 新経済・財政再生計画 改革工程表2019(令和元年12月19日 経済財政諮問会議)

|                       | 「新経済・財政再生計画」等における取組事項  | 実施年度  |  |  | K P I   |  |
|-----------------------|--|---|--|--|---|--|
|                       |  | 2020年度  | 2021年度   | 2022年度   | 第1階層  | 第2階層   |
| 公共投資における効率化・重点化と担い手確保 | 8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援<br>「個別施設計画」が2020年度までに確実に策定されるよう、必要な対策を講ずる。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・実施を進める。 | 2021年度末までの総合管理計画の見直し、2020年度末までの個別施設計画策定、その後の両計画の内容充実・更新、計画の実行に向け、地方自治体へ支援を実施するとともに、取組状況のフォローアップを行う。《関係省庁》   |  |  |   |  |
|                       | 〔全体計画〕   | ※個別施設計画の策定率が低い施設（2018年度末時点の策定率が30%未満）における具体的な対策は下記のとおり。   |  |  |   |  |
|                       | 〔学校施設〕   | 策定が遅れている理由として、建築の専門知識を有する職員が不足していることが課題として挙げられたことから、複合化やPPP/PFI等の手法を含めた学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催し支援するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。また、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。《文部科学省》 | 2020年度末までに個別施設計画が未策定の場合は、施設ごとに、策定が遅れている理由を踏まえ、早期策定に向けた必要な支援を行う。また、総合管理計画及び個別施設計画の内容充実・更新、計画の実行に向けた支援及び取組状況のフォローアップを行う。 | 総合管理計画及び個別施設計画の内容充実・更新、計画の実行に向けた支援及び取組状況のフォローアップを行う。 | ○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%<br>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100% | ○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 |
|                       | 〔社会教育施設〕   | 計画に盛り込むべき内容や計画の策定プロセスについて、地方公共団体の理解を十分に促せていないことが策定の遅れの一因と考えられることから、既に自治体が策定した個別施設計画の好事例を自治体が集まる会議において紹介するなど、より一層踏み込んだ支援に取り組む。《文部科学省》  |  |  |   |  |
|                       | 〔文化施設〕   | 計画に盛り込むべき内容や計画の策定プロセスについて、地方公共団体の理解を十分に促せていないことが策定の遅れの一因と考えられることから、既に自治体が策定した個別施設計画の好事例を自治体が集まる会議において紹介するなど、より一層踏み込んだ支援に取り組む。《文部科学省》  |  |  |   |  |

# 1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

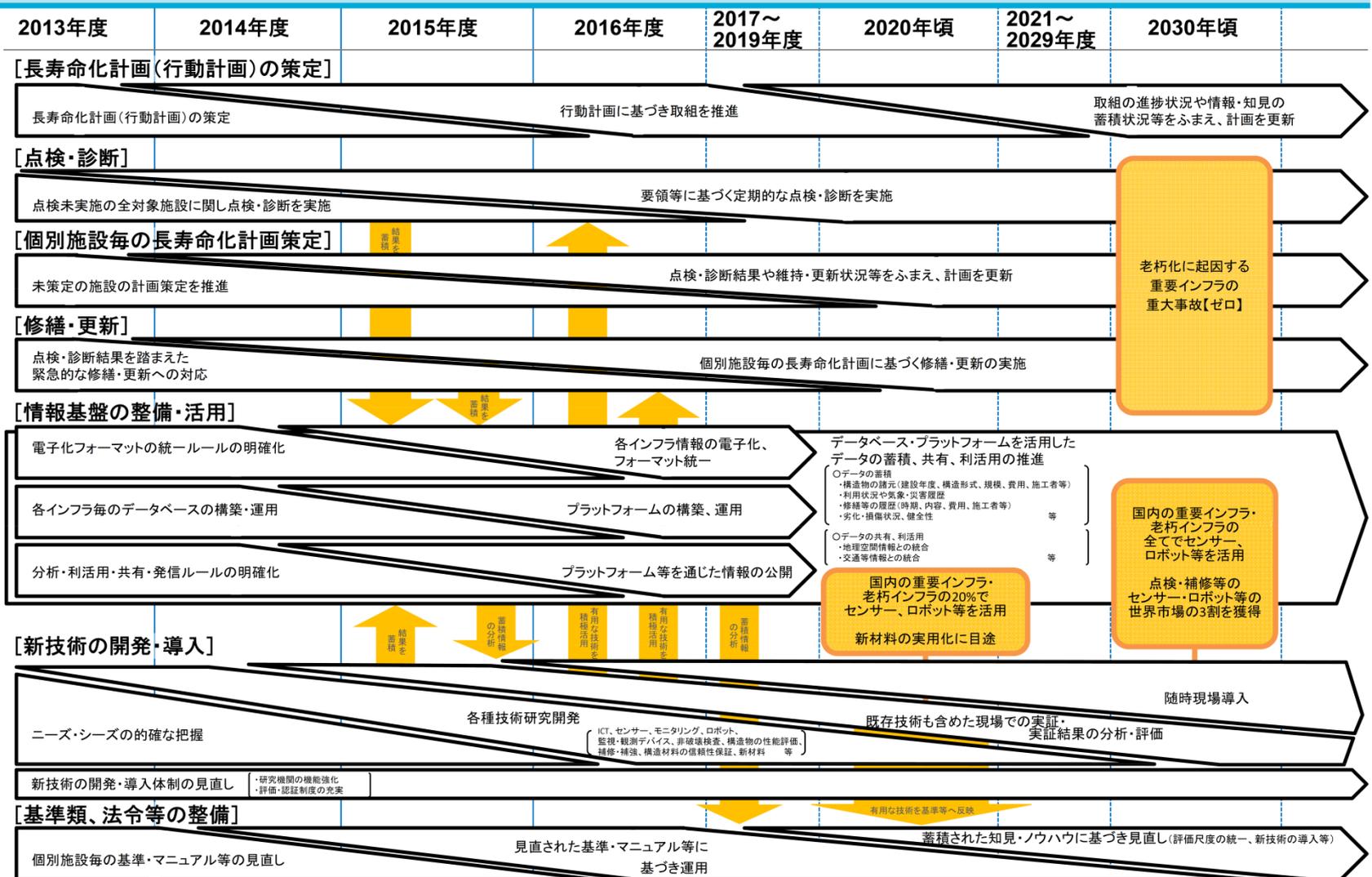
## 新経済・財政再生計画 改革工程表2019(令和元年12月19日 経済財政諮問会議)

|                    | 「新経済・財政再生計画」等における取組事項  | 実施年度  |  |                                    | K P I   |  |
|--------------------|--|---|--|------------------------------------|---|--|
|                    |  | 2020年度  | 2021年度   | 2022年度                             | 第1階層  | 第2階層   |
| 公共投資における効率化・重点化の推進 | 〔 スポーツ施設 〕   | スポーツ施設は、様々な施設種別があることや目的に応じた最適な施設の規模や仕様異なる等の一方で、教育委員会には専門知識を有する職員が少ない等の課題があり、計画策定に時間を要している状況。引き続き、計画策定の必要性、ガイドラインの内容、先行事例等を周知するとともに、相談窓口及び講習会の開催を継続する。《文部科学省》              |  |                                    |   |  |
|                    | 〔 福祉施設 〕   | 策定が遅れている理由として、策定の必要性や方法が十分に認識されていないことが挙げられることから、各施設類型ごとに個別施設計画の策定に係るガイドラインを作成し、自治体が集まる会議等において周知することで自治体の取組を支援する。加えて、策定が進まない理由に関する詳細な調査を改めて行い、その結果に応じて、更なる支援策を検討する。《厚生労働省》 | 2020年度末までに個別施設計画が未策定の場合は、施設ごとに、策定が遅れている理由を踏まえ、早期策定に向けた必要な支援を行う。また、総合管理計画及び個別施設計画の内容充実・更新、計画の実行に向けた支援及び取組状況のフォローアップを行う。 |                                    | ○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%<br><br>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100% | ○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 |
|                    | 〔 医療施設 〕   | 地域における様々な医療ニーズに即した個別施設計画の策定推進に資するよう、策定主体である地方公共団体が抱える課題（点検手法や点検周期の設定方法等）を踏まえ、作成手順や計画のひな形を内容とするガイドラインを発出する。《厚生労働省》   |  |                                    |   |  |
|                    | 〔 漁業集落環境施設 〕   | 策定が遅れている理由として、策定の緊急性等が十分に認識されていないことが挙げられることから、引き続き、計画策定に対する支援を実施するとともに、計画未策定の地方自治体に対してガイドライン等の説明会開催を実施する。《農林水産省》  |  |                                    |   |  |
| 9                  | <b>総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</b><br>「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。 | 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》<br><br>個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の充実や計画の実行を推進する。《文部科学省》                         | 全ての個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表が2020年度までに公表を予定しており、既に公表している総合管理計画とともに、一覧表の見える化の内容の更なる充実を図る。                                    | 主たる内容をまとめた一覧表の活用を通じ、計画の充実・実行を推進する。 | ○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%<br><br>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100% | ○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 |

## 2. 個別施設計画の策定について

# 2. 個別施設計画の策定について

## インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



## 2. 個別施設計画の策定について

経済・財政再生アクション・プログラムにおける記載  
(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

### 第3章 経済・財政一体改革の推進

#### 5. 主要分野ごとの改革の取組

##### (2) 社会資本整備等

(1) 持続可能な都市構造への転換と公共施設ストックの適正化

・・・必要な機能を維持しつつ、公共施設等の集約化・複合化等を図るため、2016年度までに公共施設等総合管理計画を、2020年度までに個別施設計画を全国の地方公共団体で策定することとし、策定した地方公共団体数によりその進捗を管理する。それに併せて、2017年度までに固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備により把握される資産老朽化比率等の指標のほか、住民一人あたりの維持管理に要する経費など、公共施設に関する情報を「見える化」し、・・・

・・・国公有地の未利用資産等の有効活用を推進する。未利用資産等や売却可能な資産に関する情報の「見える化」を進め、これらについて、国と地方公共団体が連携し、民間からの提案も活用しつつ、最適利用の促進を図る。

⋮

## 2. 個別施設計画の策定について

### 経済・財政再生計画 改革工程表

|                  | 集中改革期間   |  |                 |    | 2019年度 | 2020年度～ | KPI<br>(第一階層) | KPI<br>(第二階層)                                 |
|------------------|--|--|-----------------|----|--------|---------|---------------|---|
|                  | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》   | 2017年度   | 2018年度          |    |        |         |               |   |
|                  |  | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末 | 通常国会   |         |               |   |
|                  | <p>&lt;②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割&gt;<br/>                     &lt;③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備&gt;</p> <p>■ 中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しを地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」</p> |  |                 |    |        |         |               |   |
| 公共施設の<br>ストック適正化 | 個別施設計画策定の際の点検・診断等により得られた施設の現状、対策費用等や固定資産台帳から得られる情報の反映など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を通知(2017年度)   | <p>・公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を踏まえ、引き続き個別施設計画の策定の進捗にあわせ、公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進</p> <p>・中長期のインフラ維持管理・更新費の見通しの精緻化を促進</p> <p>公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しの「見える化」を推進(改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した団体分から順次実施)</p> |                 |    |        |         |               | 有形固定資産減価償却率<br>【目標：－】                         |
|                  | 地方公共団体間の比較可能性を高めるため、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通しを一定期間や区分に分けて示すことなどを検討し、留意点と併せて通知(2017年度)   |  |                 |    |        |         |               | －   |
|                  | 地方公共団体による固定資産台帳の整備(～2017年度)  |  |                 |    |        |         |               | ※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする |
|                  | 《総務省》  |  |                 |    |        |         |               |   |
|                  | 地方公共団体による個別施設計画の策定(～2020年度)  |  |                 |    |        |         |               |   |

## 2. 個別施設計画の策定について

### 個別施設計画について

個別施設計画については、インフラ長寿命化基本計画において、以下のとおり記載されている。

#### 個別施設計画の位置付け

(…略) さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)」を策定する。

#### 個別施設計画における記載事項

##### 2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

##### ① 対象施設

(…略) 個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等))や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

##### ② 計画期間

(…略) 定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

##### ③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

##### ④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

##### ⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

##### ⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する

## 2. 個別施設計画の策定について

### 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等


**総務省**  
 Ministry of Internal Affairs and Communications

[ご意見・ご提案](#)
[ENGLISH\(TOP\)](#)
[ENGLISH\(ICT POLICY\)](#)



 アクセシビリティ  
 障壁支援ツール

文字サイズの変更
 小
標準
大

ENHANCED BY Google

[総務省の紹介](#)
[広報・報道](#)
[政策](#)
[組織案内](#)
[所管法令](#)
[予算・決算](#)
[申請・手続](#)
[政策評価](#)

[総務省トップ](#) > [政策](#) > [地方行財政](#) > [地方財政の分析](#) > [公共施設等の更新費用の比較分析](#) > 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(令和2年9月1日時点)

#### 地方財政の分析

- [▶ 普通会計決算の概要](#)
- [▶ 地方財政状況調査関係資料](#)
- [▶ 地方公会計の整備](#)
- [▶ 公共施設等総合管理計画](#)
- [▶ 公共事業等施行状況調査](#)

#### 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(令和2年9月1日時点)

##### 目次

- ・ [インフラ](#)
- ・ [教育関係施設](#)
- ・ [行政系施設](#)
- ・ [公営住宅](#)
- ・ [その他](#)

##### インフラ

###### 国土交通省所管施設(ダム、砂防、下水道等)

- ・ [国土交通省インフラ長寿命化計画\(行動計画\):個別施設計画策定マニュアル\(国土交通省Webサイト\)](#)

###### 厚生労働省所管施設(水道)

- ・ [水道事業ビジョン\(地域水道ビジョン\)について\(厚生労働省Webサイト\)](#)

###### 農林水産省所管施設(農業水利施設、林道・治山施設、水産基盤施設等)

- ・ [農林水産省所管施設\(農業水利施設、林道・治山施設、水産基盤施設等\)](#)

### 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

# 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

## 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

### 総合管理計画の推進体制等について

#### 1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

#### 2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

### 総合管理計画の充実について

#### 3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

#### 4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。  
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

#### 5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

### 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

#### 公共施設等の適正管理の更なる推進について(平成30年4月25日付け事務連絡)

#### 第一 改定指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について

#### 二 総合管理計画の充実について

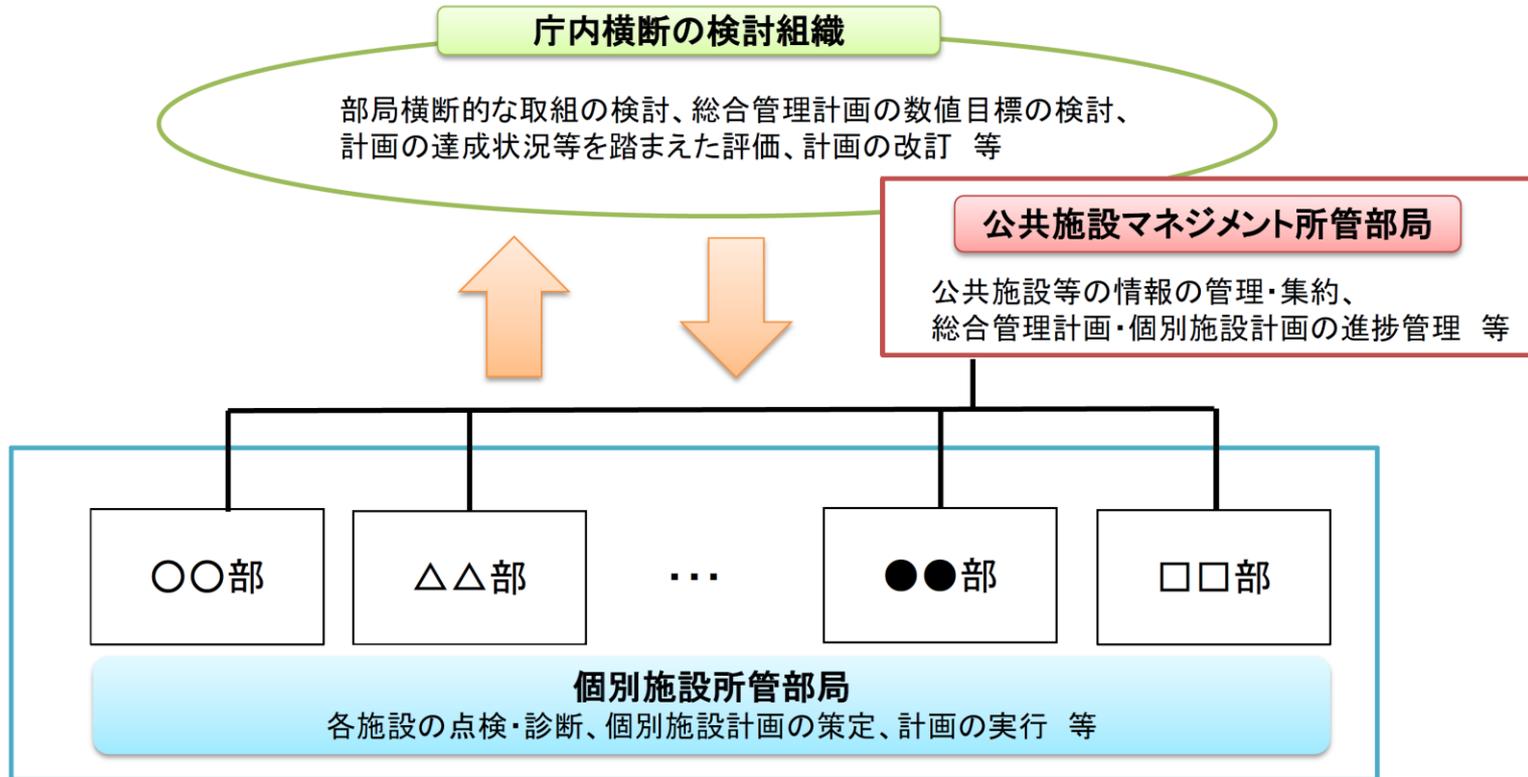
3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すこと。その際、個別施設計画の策定の進捗に合わせ、当該個別施設計画で定めた具体的な取組の効果を反映したものとするとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと。

### 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

#### 総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

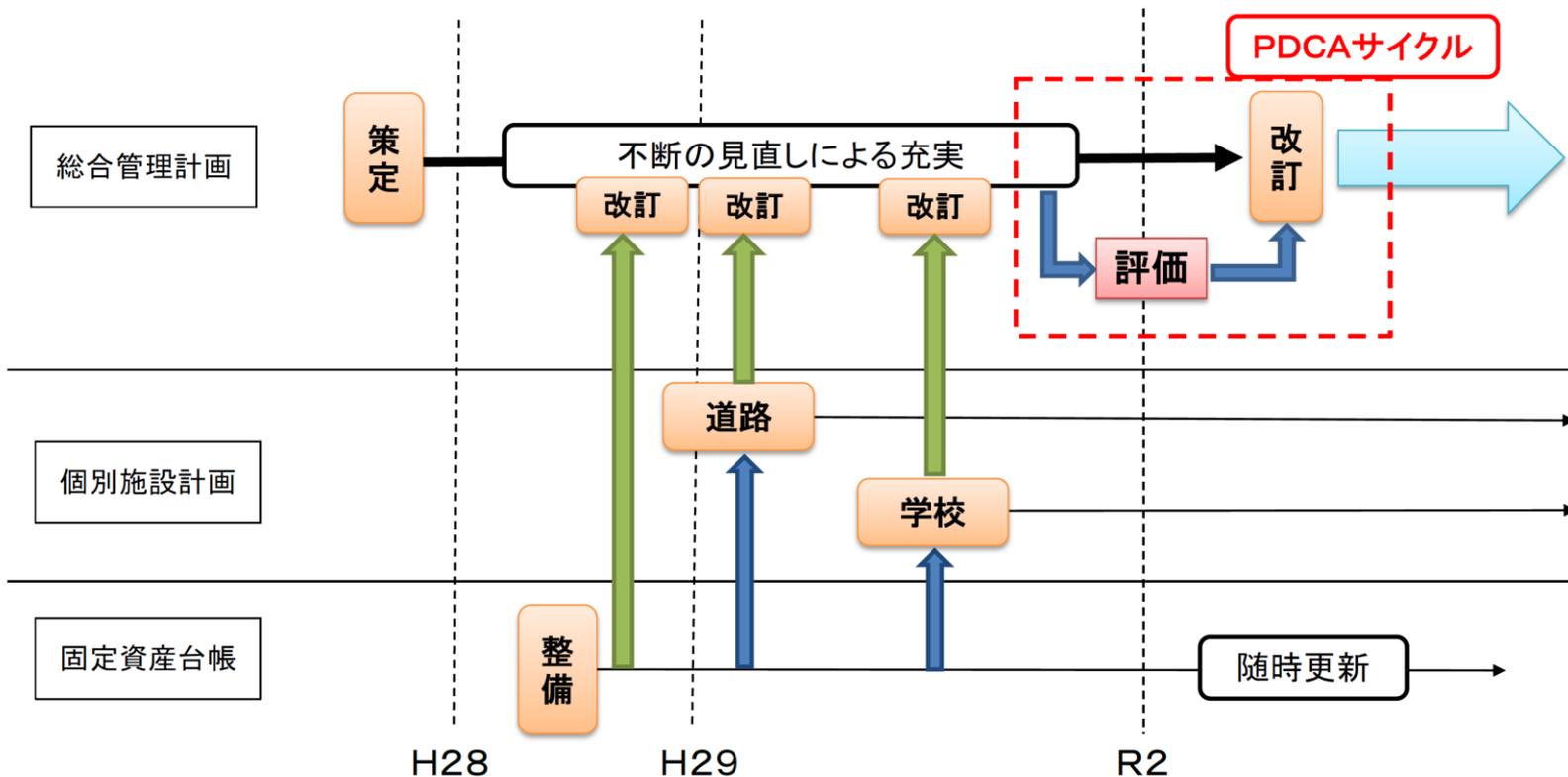
#### <全庁的な体制構築イメージ>



### 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

#### 総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



# 3. 総合管理計画の見直し・改訂について

## 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定  
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

### 総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

### ○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組  
効果  
反映

### ○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
  - ① 点検・診断の実施方針
  - ② 維持管理・更新等の実施方針
  - ③ 安全確保の実施方針
  - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

#### 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

対策の  
内容等  
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

## 4. 埼玉県内市町村の取組状況

## 4. 埼玉県内市町村の取組状況

### 県内市町村の計画策定状況調査結果

#### 1. 個別施設計画の策定状況(インフラ施設を除く) (個別施設計画策定に係る調査結果抜粋(令和2年3月実施))



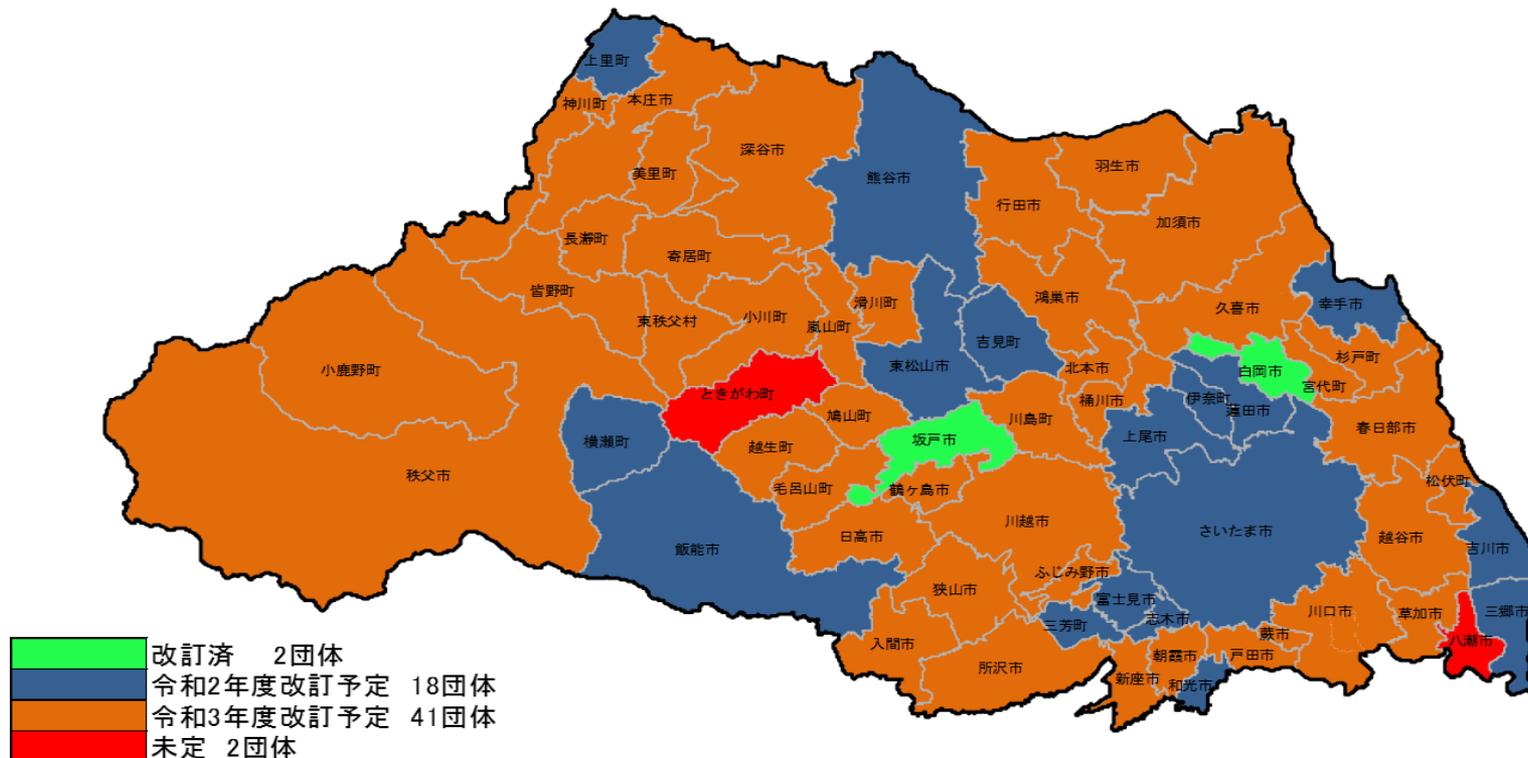
※令和2年3月調査時点

個別施設計画(ハコモノ)について、17団体が策定完了、46団体が策定中

## 4. 埼玉県内市町村の取組状況

### 県内市町村の総合管理計画改定状況調査結果

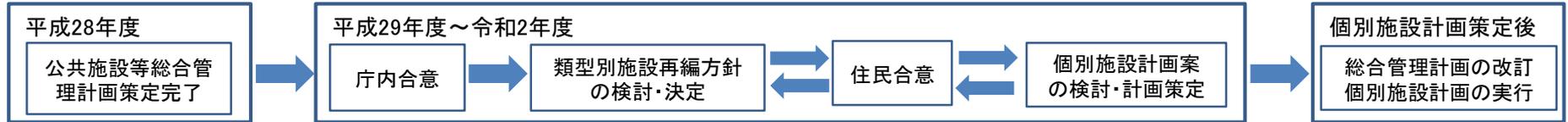
1. 公共施設等総合管理計画の策定状況 **全団体が策定完了**
2. 総合管理計画の改訂状況  
(公共施設等総合計画に関する調査についてより抜粋(令和2年4月実施))



## 5. 埼玉県の取組

# 5. 埼玉県の取組

## アセットマネジメントのこれまでの取組と今後の動き



## 市町村の課題

- 個別施設計画の策定(令和2年度まで)及び公共施設等総合管理計画の改訂(令和3年度まで)
- 個別施設計画の着実な実行
- 地方公会計の財務書類及び固定資産台帳の活用
- 集約化・複合化した施設整備や跡地活用のためのPPP/PFIの導入の検討

## 県の支援の方針

- 全市町村が令和2年度中に個別施設計画を策定、総合管理計画の改訂に着手
- アセットマネジメント推進会議や検討部会など意見交換の場を設け、市町村間のネットワークを構築
- 地方公会計やPPP/PFIに関する研修を通して、効率的な施設マネジメントの情報を提供

## 事業展開

### 市町村に対する支援

#### 総合的な支援

##### アセットマネジメント推進会議

公共施設の今後の方向性等に関する講演を実施

##### アセットマネジメントポータルサイト

アセットマネジメントに関する情報を一元的に提供

##### 地方公会計研修会

公会計の基礎及び活用のための研修

##### 埼玉県ふるさと創造貸付金

施設の更新・統廃合等を行う際の資金を低利で貸付

#### 個別自治体への支援

##### アセットマネジメント実践検討部会

計画策定に係る課題等に対し、市町村・有識者で意見交換

##### 総合コンサルティング事業

課題を抱えている市町村に対し個別のコンサルティング

##### PPP/PFI研修会【新規】

PPP/PFIに関する研修

- 東洋大学PPP研究センターと連携
- 先進事例の紹介
- 外部有識者による助言

## 5. 埼玉県の取組

### 埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイトについて

埼玉県では、市町村が取り組む公共施設アセットマネジメントの支援を目的として、埼玉県のホームページに「埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイト」を立ち上げ、以下のような公共施設アセットマネジメントに関する情報や、埼玉県・県内市町村の取り組み等を紹介しています。

- ・ 公共施設等の適正管理に関する通知等
- ・ 公共施設等の適正管理に関する地方債措置や活用例
- ・ 埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議の開催概要や資料
- ・ 県内市町村の公共施設等総合管理計画や固定資産台帳のページへのリンク 等

**埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイトURL**

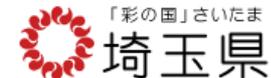
**<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zaiseitantou/management.html>**

### 個別施設計画・総合管理計画の提出について

令和2年4月7日付け市第61号「公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の提出について(依頼)」により、策定された個別施設計画及び改訂された総合管理計画の提出を依頼させていただいております。計画を策定又は改訂された団体につきましては市町村課財政担当に提出をお願いいたします。過去に策定及び改訂し、未提出の計画がございましたら、提出をお願いいたします。

(参考)令和2年度

埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議予定



## 埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議

第1回（10月13日）

個別施設計画策定の取組について

- ・合意形成の新しい展望
- ・補助金活用団体取組報告

## アセットマネジメント実践検討部会

グループA及びB

日程・内容等調整中